

**「乾式工法を用いた防火区画等における煙等の漏えい防止に係わる指導基準（東京消防庁策定）」
に対する押出成形セメント板の対応について**

押出成形セメント板協会

東京消防庁は、「乾式工法を用いた防火区画等における煙等の漏えい防止に係わる指導基準」を策定し、平成21年5月から指導を開始しました。対象になるのは、東京都内に建つ高さ100mを超える超高層建築物の、乾式工法を用いた防火区画等と隣接する部分との間で、仕上げ材や目地処理を施す等による煙等の漏えい防止対策を講ずる必要がある、と指導するものです。

押出成形セメント板はこの乾式工法の対象となり、エレベーターシャフト、パイプシャフト、ダクトスペース、屋内直通階段等の縦穴区画を構成する区画壁として採用される場合は、せっこうボード張り等による仕上げで、煙等の漏えいの可能性が低い場合を除き指導の対象となります。

指導の概要は次の通りです。「ALCパネル等」の中には、押出成形セメント板が含まれています。

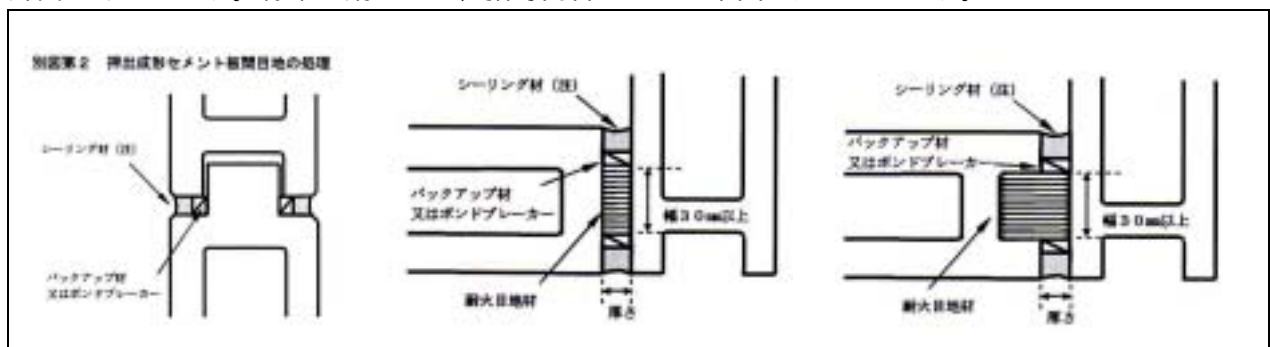
ALCパネル等のパネル間及びALCパネル等と床スラブとの間の目地部分には、シーリング材等を充填すること。
ALCパネル等の出隅部及び入隅部の目地、外壁又は柱等とALCパネル等との取り合い部分等(目地として10mmから20mm程度の間隔を設ける部分)には、押出成形セメント板にあっては30mm以上、厚さが目地幅の1.2倍程度の耐火目地材(セラミックファイバー、ロックウール等)を圧縮して充填した上、目地部分にシーリング材を充填すること。

ALCパネル等と他の部材(デッキプレートまたは梁)との取り合い部分についても、煙等の漏えいを防止する措置を講ずること。

その他、以下の事項に留意すること。

シーリング材は、火災にあおられるなどの影響により、剥離、脱落等するおそれのない面側に施すこと。この面側とは、建設省告示第1440号「火災発生のおそれの少ない室を定める件(昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの、廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの)」に定める室以外の室に面しない面をいう。区画壁の両面とも火災室である場合には、シーリング材を両面の目地に充填すること。

当協会では指導内容に基づき、対象建物(対象部位)における標準対応を、次のように定めています。「火災発生のおそれの少ない室」が見積もり段階では特定しにくいことから、両面の目地にシーリング材を充填することを標準とします。なお、設計者や元請業者の判断により不要と判断された場合は、片面のみとします。標準の納まりは、指導内容に基づき下図の通りとします。



他の部材(デッキプレートまたは梁)との取り合い部は、押出成形セメント板工事としては対応できないため、別途工事になることを設計者や元請業者に説明し、ご理解いただくこととします。

以上